

○草加市地球温暖化防止活動補助金交付要綱

平成19年3月30日

告示第159号

改正 平成20年3月31日告示第182号

平成20年4月1日告示第208号

平成21年7月1日告示第426—2号

平成22年4月1日告示第282号

平成23年3月28日告示第257号

平成23年3月30日告示第262号

平成24年3月23日告示第297号

平成24年7月9日告示第736号

平成25年3月25日告示第247号

平成25年8月1日告示第813—2号

平成26年2月25日告示第193号

平成26年3月31日告示第312号

平成27年3月31日告示第232号

平成28年3月31日告示第260号

平成28年7月15日告示第611号

平成29年3月17日告示第206号

平成29年3月24日告示第224号

平成29年9月1日告示第822—2号

平成30年3月30日告示第209号

平成30年7月1日告示第596—2号

平成31年3月15日告示第213—3号

平成31年4月26日告示第365—2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域における地球温暖化防止等を推進するため、地球温暖化防止等の活動に自主的に取り組む市民に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受ける者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 第7条に規定する実績報告書の提出時において、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 補助金申請時において、市税（草加市税条例（昭和29年条例第5号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。
- (3) 「1ヶ月用エコライフチェックシート」の取組をすること。

（平24告示736・平26告示193・平29告示224・平30告示596—2・平31告示213—3・一部改正）

(補助対象活動等)

第3条 補助金の交付対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額（以下「交付額」という。）は、別表に定めるとおりとし、補助金は、毎年度予算の範囲内で市長が定める額で交付する。

2 補助金の交付は、世帯ごとに同一の活動につき1回限りとする。

3 補助対象活動に係る設備又は機器は、補助金の交付を受けようとする者が自ら使用するための未使用のものであって、自らが居住の用に供する住宅に新たに設置し、又は次世代自動車等を購入するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 事業所用又は事業用として使用する場合
- (2) 既に住宅に設置された設備又は機器を当該住宅と共に購入等する場合

（平24告示297・平29告示822—2・平31告示213—3・一部改正）

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、草加市地球温暖化防止活動補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 規則第8条の規定による通知は、草加市地球温暖化防止活動補助金交付決定・否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 規則第7条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、

草加市地球温暖化防止活動変更等承認申請書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、草加市地球温暖化防止活動補助金変更等承認通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（平３１告示２１３—３・一部改正）

（実績報告）

第７条 規則第１３条第１項の規定による実績報告をしようとするときは、草加市地球温暖化防止活動実績報告書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（平２８告示６１１・平３１告示２１３—３・一部改正）

（額の確定通知）

第８条 規則第１４条の規定による通知は、草加市地球温暖化防止活動補助金交付額確定通知書（第６号様式）によるものとする。

（平３１告示２１３—３・一部改正）

（交付の請求）

第９条 補助金の交付の請求をしようとするときは、草加市地球温暖化防止活動補助金交付請求書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（平３１告示２１３—３・一部改正）

（報告）

第１０条 市長は、補助金の交付を受けた者に活動の状況について、報告を求めることができる。

（決定の取消通知）

第１１条 規則第１６条第３項において準用する規則第８条の規定による通知は、草加市地球温暖化防止活動補助金交付決定取消通知書（第８号様式）によるものとする。

（平３１告示２１３—３・一部改正）

（財産の処分の制限）

第１２条 規則第１８条第２号に規定する市長が定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

- ２ 規則第１８条ただし書に規定する市長が定める期間は、太陽光発電システムに係るものについては、当該財産の取得後１０年間とし、その他のものについては、５年間とす

る。ただし、補助金の交付の目的、交付額、当該財産の耐用年数等を勘案して、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平 2 7 告示 2 3 2 ・ 追加、平 2 8 告示 2 6 0 ・ 一部改正)

(関係書類の整備等)

第 1 2 条の 2 規則第 1 9 条に規定する書類、帳簿等の保管期間は、前条第 2 項に掲げる期間とする。

(平 3 1 告示 2 1 3 ー 3 ・ 追加)

(補助金の見直し)

第 1 3 条 補助金は、令和元年度までに見直しを行うものとする。

(平 2 2 告示 2 8 2 ・ 平 2 3 告示 2 6 2 ・ 平 2 6 告示 1 9 3 ・ 平 2 6 告示 3 1 2 ・ 一部改正、平 2 7 告示 2 3 2 ・ 旧第 1 2 条繰下、平 2 9 告示 2 0 6 ・ 平 3 1 告示 3 6 5 ー 2 ・ 一部改正)

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 7 告示 2 3 2 ・ 旧第 1 3 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(草加市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 草加市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成 1 1 年告示第 2 4 3 号)

(2) 草加市雨水貯留施設設置事業補助金交付要綱(平成 1 1 年告示第 2 4 4 号)

(3) 草加市屋上緑化促進事業補助金交付要綱(平成 1 6 年告示第 1 7 4 ー 2 号)

附 則(平成 2 0 年告示第 1 8 2 号)

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 0 年告示第 2 0 8 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 1 年告示第 4 2 6 ー 2 号)

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。ただし、太陽光発電システムの設置に係る活動は、平成２１年４月１日以後に当該システムを設置し、又は当該システムが設置された住宅を購入したものから適用する。

附 則（平成２２年告示第２８２号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年告示第２５７号）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年告示第２６２号）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年告示第２９７号）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年告示第７３６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年告示第２４７号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年告示第８１３―２号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年告示第１９３号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年告示第３１２号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年告示第２３２号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年告示第２６０号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の草加市地球温暖化防止活動補助金交付要綱の規定は、施行日以後に補助対象活動に係る機器を設置、購入等したものに対する補助金の交付について適用し、施行日前に行われた設置、購入等に対する補助金の交付については、なお従前の例

による。

附 則（平成 28 年告示第 611 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 206 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 224 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 822—2 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の草加市地球温暖化防止活動補助金交付要綱の規定は、施行日以後に補助対象活動に係る機器を設置、購入等したものに対する補助金の交付について適用し、施行日前に行われた設置、購入等に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年告示第 209 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の草加市地球温暖化防止活動補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 11 月 1 日以後に太陽光発電システムによる再生可能エネルギーの買取りに係る送配電事業者に電力受給契約の申込みをした者について適用し、同日前に電力受給契約の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年告示第 596—2 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 213—3 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 365—2 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

（平29告示224・全改、平29告示822—2・平31告示213—3・一部改正）

補助対象活動	補助対象経費及び交付額
設備出力が1kW以上の太陽光発電システムを設置し、自ら電力会社と需給契約を結ぶこと。 大規模災害時に、市に対し当該システムを使い小電力機器への緊急充電等の使用を認める登録を行う場合は、当該登録を行うこと。ただし、当該登録は世帯ごとに行うものとし、その期間は10年間とする。	70,000円（大規模災害時に当該システムを使い小電力機器への緊急充電等の使用を認める登録を行った世帯については、10,000円を加算した額）
太陽熱を利用した給湯器を購入し、継続して使用すること。	20,000円
地中熱を利用した給湯器を購入し、継続して使用すること。	20,000円
家庭用コージェネレーションシステムを購入し、継続して使用すること。	20,000円
燃料電池給湯器を購入し、継続して使用すること。	20,000円
HEMSを購入し、継続して使用すること。	10,000円
家庭用蓄電池を購入し、継続して使用すること。	20,000円
雨水貯留施設（市販の雨水貯留槽の購入、ドラム缶等の利用又は浄化槽の用による給排水設備）を設置して、雨水を継続して有効利用すること。	設置に要した経費の2分の1で限度額10,000円
次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリット自動車）を購入し継続して使用すること。	20,000円

備考

- 1 補助対象経費は、消費税を含まないものとする。
- 2 交付額を算定する場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第4条関係）

草加市地球温暖化防止活動補助金交付申請書

年 月 日

草加市長 あて

住所

申請者 氏名

㊞

電話・FAX 番号

草加市地球温暖化防止活動補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付対象となる活動（選択欄に○をしてください。）

選択	交付対象となる活動	記入等が必要な下記番号
	太陽光発電システムの設置・購入	2、3、4、6、8、9
	大規模災害時に太陽光発電を使った小電力機器への緊急充電等の使用を認める登録	
	太陽熱利用給湯器の購入	2、3、6、8、9
	地中熱利用給湯器の購入	2、3、6、8、9
	家庭用コージェネレーションシステムの購入	2、3、6、8、9
	燃料電池給湯器の購入	2、3、6、8、9
	HEMSの購入	2、3、6、8、9
	家庭用蓄電池の購入	2、3、6、8、9
	雨水貯留施設の設置	2、3、5、6、8、9
	次世代自動車の購入	6、7、8、9

2 設置場所 草加市 ※申請者住所と異なる場合のみ記入

3 設置工事予定日 着工予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

4 太陽光発電システムの発電出力 kW(0.1kW 単位で端数を切り捨て)

※1 太陽光発電システムの設置の場合のみ記入

2 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値を記入

5 雨水貯留施設の設置に要する経費 円(消費税を除く。)

6 添付書類 別紙1のとおり

7 購入する次世代自動車 別紙2のとおり

8 補助金の審査に当たり、

- ・申請者の住所及び市税納入状況について、閲覧することを承諾します。
- ・申請に係る内容を十分理解した上で申請し、交付の決定又は否決定については、通知に従います。
- ・太陽光発電システムで発電した電力は、全量を売電しないことを誓約します。(自家消費を除いた分の売電は可。)
- ・次の者を代理人として指定し、委任します。(代理人申請の場合)

申請者氏名 印

9 代理人を次のとおり指定します。(代理人申請の場合のみご記入ください。)

会社名称・担当者 名又は代理人氏名		電話・FAX 番号	
----------------------	--	--------------	--

※ 申請者記載箇所について本人が署名したときは、押印を省略することができます。

別紙1 添付書類一覧(次世代自動車の購入は③④⑥)

- ① 案内図
- ② 設置見取り図
- ③ 見積書
- ④ 仕様書
- ⑤ 電力需給契約確認書類(太陽光のみ)
- ⑥ その他

別紙2

購入する次世代自動車

種別	☐ 電気自動車 ☐ 燃料電池自動車 ☐ プラグインハイブリット自動車
使用の本拠の位置	草加市_____
メーカー等	メーカー： 車名(通称名)： 型式：
購入予定日	年 月 日

第2号様式(第5条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長

印

草加市地球温暖化防止活動補助金交付決定・否決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった草加市地球温暖化防止活動補助金の交付については、次のとおり決定・否決定したので通知します。

1 補助金交付決定額

円

内訳

選択	交付対象となる活動	交付決定額
	太陽光発電システムの設置・購入（ k W）	円
	大規模災害時に太陽光発電を使った小電力機器への緊急充電等の使用を認める登録	円
	太陽熱利用給湯器の購入	円
	地中熱利用給湯器の購入	円
	家庭用コージェネレーションシステムの購入	円
	燃料電池給湯器の購入	円
	HEMS の購入	円
	家庭用蓄電池の購入	円
	雨水貯留施設の設置	円
	次世代自動車の購入	円

2 否決定の理由

3 その他

様

印

年 月 日付けで交付申請のあった草加市地球温暖化防止活動補助金の交付については、次のとおり決定・否決定したので通知します。

内訳

選択	交付対象となる活動	交付決定額
	太陽光発電システムの設置・購入（ k W）	円
	大規模災害時に太陽光発電を使った小電力機器への緊急充電等の使用を認める登録	円
	太陽熱利用給湯器の購入	円
	地中熱利用給湯器の購入	円
	家庭用コージェネレーションシステムの購入	円
	燃料電池給湯器の購入	円
	H E M S の購入	円
	家庭用蓄電池の購入	円
	雨水貯留施設の設置	円
	次世代自動車の購入	円

3 その他

第3号様式(第6条関係)

草加市地球温暖化防止活動変更等承認申請書

年 月 日

草加市長 あて

住 所
氏 名
電話番号



年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市地球温暖化防止活動について、次のとおり事業内容を変更・中止したいので、承認を受けたく申請します。

- 1 変更等の内容及び理由
- 2 添付書類
 - (1) 変更内容の分かる書類
 - (2) 補助金交付申請に係る添付書類(変更のあるもの)

※ 申請者が署名したときは、押印を省略することができます。

第4号様式（第6条関係）

草加市地球温暖化防止活動補助金変更等承認通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長

印

年 月 日付けで申請のあった草加市地球温暖化防止活動について、次のとおり
事業内容の変更・中止を承認しましたので通知します。

1 変更等の内容及び理由

- (1) 変更等の内容 変更・中止
- (2) その理由

2 変更した内容

3 変更後補助金交付額

円

4 その他

第 5 号様式（第 7 条関係）

草加市地球温暖化防止活動実績報告書

年 月 日

草加市長 あて

住所
氏名 ㊦
電話・FAX番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市地球温暖化防止活動について、次のとおり実績を報告します。

（選択欄の該当活動に○をしてください。）

選択	交付対象となる活動	添付書類
	太陽光発電システムの設置・購入	①領収書(写し)又は支払が明確である書類 ②設置状況の写真 ③接続契約のご案内(写し)
	大規模災害時に太陽光発電を使った小電力機器への緊急充電等の使用を認める登録	登録協定書(2通)
	太陽熱熱利用給湯器の購入	①領収書(写し)又は支払が明確である書類 ②設置状況の写真
	地中熱利用給湯器の購入	
	家庭用コージェネレーションシステムの購入	
	燃料電池給湯器の購入	
	HEMS の購入	
	家庭用蓄電池の購入	
	雨水貯留施設の設置	①領収書(写し)又は支払が明確である書類 ②車両の写真 ③自動車検査証(写し)
	次世代自動車の購入	

※ 本人が署名したときは、押印を省略することができます。

第6号様式(第8条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長

印

草加市地球温暖化防止活動補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった草加市地球温暖化防止活動補助金の交付額について、次のとおり確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額 円

内訳

選択	交付対象となる活動	交付確定額
	太陽光発電システムの設置・購入（ k W）	円
	大規模災害時に太陽光発電を使った小電力機器への緊急充電等の使用を認める登録	円
	太陽熱利用給湯器の購入	円
	地中熱利用給湯器の購入	円
	家庭用コージェネレーションシステムの購入	円
	燃料電池給湯器の購入	円
	HEMSの購入	円
	家庭用蓄電池の購入	円
	雨水貯留施設の設置	円
	次世代自動車の購入	円

2 支払方法

☐ 口座振替

☐ その他（ ）

☐ 口座振替

☐ その他 ()

第 7 号様式（第 9 条関係）

草加市地球温暖化防止活動補助金交付請求書

年 月 日

草加市長 あて

住所
申請者 氏名 ㊤
電話・FAX番号

年 月 日付け 第 号で交付額確定の通知を受けた草加市地球温暖化防止活動補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 円
内訳

（選択欄の該当活動に○をし、交付請求額を記入してください。）

選択	交付対象となる活動	請求金額
	太陽光発電システムの設置・購入	円
	大規模災害時に太陽光発電を使った小電力機器への緊急充電等の使用を認める登録	円
	太陽熱利用給湯器の購入	円
	地中熱利用給湯器の購入	円
	家庭用コージェネレーションシステムの購入	円
	燃料電池給湯器の購入	円
	HEMSの購入	円
	家庭用蓄電池の購入	円
	雨水貯留施設の設置	円
	次世代自動車の購入	円

2 補助金の振込先（申請者名義の口座を記入してください。）

金融機関名	銀行 信用金庫							支店 出張所 農協
フリガナ								
口座名義人								
口座種目	普通・当座	口座番号						

第8号様式(第11条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長 

草加市地球温暖化防止活動補助金交付決定取消通知書

次の理由により草加市地球温暖化防止活動補助金の交付決定を取り消しましたので通知します。

- 1 取消し理由
- 2 取消し内容

第1号様式（第4条関係）

（平26告示193・全改、平27告示232・平28告示260・平29告示
224・平29告示822—2・平31告示213—3・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（平29告示224・平29告示822—2・平31告示213—3・一部改正）

第3号様式（第6条関係）

（平24告示297・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（平31告示213—3・追加）

第5号様式（第7条関係）

（平26告示193・全改、平27告示232・平28告示260・平29告示
822—2・平30告示209・一部改正、平31告示213—3・旧第4号様
式繰下・一部改正）

第6号様式（第8条関係）

（平27告示232・平29告示224・平29告示822—2・一部改正、平
31告示213—3・旧第5号様式繰下・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

（平26告示193・全改、平27告示232・平28告示260・平29告示
822—2・一部改正、平31告示213—3・旧第6号様式繰下・一部改正）

第8号様式（第11条関係）

（平31告示213—3・旧第7号様式繰下）